

## 【大会特別規則】

2017.3.14

1. 原則として周回遅れは失格とする。失格の宣告は原則として関門地点において行うが、その他の場所においても適宜審判員の指示に従うこと。
2. 飲食料の補給は全クラスで実施しない。
3. 競技者は食料、食料袋、ボトル、衣類、ゴミなどの投棄をしてはならない。
4. 本大会ではニュートラルサービス（共通機材の提供）を別図のI地点で実施する
5. ニュートラリゼーション  
A：各カテゴリーのレースにおいて1周回のニュートラリゼーションを認める。但し、地上もしくは移動審判員により認定を受けない場合はニュートラリゼーションを認めない。復帰する際には審判員の指示に従うこと。  
B：ニュートラリゼーションにより復帰した直後のスプリント賞は適用外とする。  
C：適用条件は「落車」「パンク」「自転車の重要部品の破損」のみに限られ、その他の理由（変速不良、体調の悪化等）ではニュートラリゼーションは認められない。  
D：残り5周回(15km)以降はニュートラリゼーションを認めない。  
E：機材交換はあらゆる場合によって認めるが、別図のA～B地点の機材ピットでのみ認める。機材ピットでサポートを行うチームスタッフは、有効な以下のライセンス（日本体育協会自転車競技各級コーチ・各級指導員、JCFチームアテンダント）保持者であること。もしくはJBCFチームアテンダント講習修了証保持者とする。※チーム・アテンダント臨時登録届を有しているチームのピット進入はできない。

チーフコミッセル  
カ石達也  
以上